

JAL に解雇争議の早期全面解決を求める研究者の声明

呼びかけ人

- 伊藤 真 (弁護士・伊藤塾塾長)
- 井上 英夫 (金沢大学名誉教授)
- 大重 光太郎 (獨協大学教授)
- 緒方 桂子 (南山大学教授)
- 小野塚 知二 (東京大学特命教授・放送大学客員教授)
- 伍賀 一道 (金沢大学名誉教授)
- 醍醐 聰 (東京大学名誉教授)
- 中澤 秀一 (静岡県立大学短期大学部准教授)
- 兵頭 淳史 (専修大学教授)
- 藤田 実 (桜美林大学教授)
- 松丸 和夫 (中央大学教授・労働運動総合研究所代表理事)
- 萬井 隆令 (龍谷大学名誉教授)
- 脇田 滋 (龍谷大学名誉教授)

(五十音順)

2010年1月に経営破綻したJALはその年の大晦日に165名(客室乗務員84名、パイロット81名)を整理解雇しました。つまり、経営の都合によって、経営上の責任もなければ、なんら責められるべきところもない労働者165名が解雇されました。この解雇争議は今年で12年目に入りました。私たちはJALにこの争議の一日も早い全面解決を求めます。

この争議の解決のためには政府が国会で繰り返し答弁し、またILO(国際労働機関)も4次にわたる勧告で示したように、労使間の真摯な交渉が不可欠です。しかし、JALが団体交

渉の申入れに応じなかったことから、昨年 5 月、JHU（JAL 被解雇者労働組合）は東京都労働委員会に不当労働行為救済を申立てました。東京都労働委員会では現在も調査が続いています。

この争議には際立った 2 つの特徴があります。第 1 に、この争議について最高裁が労使各々にとって意味合いの異なる 2 つの判断を示したこと。第 2 に、JAL は繰り返し解雇問題を解決したいと言葉では表明しながら、そのための具体的な行動を起こすことには逡巡しているように見えることです。

1. 最高裁が示した 2 つの判断——労使交渉で早期全面解決を

2015 年 2 月、最高裁は JAL の整理解雇を適法としました。しかし、その翌年の 9 月、最高裁は今度は整理解雇の過程で不当労働行為があったことを認めたのです。具体的には、2010 年 11 月、解雇を防ぐべく争議権を確立して交渉による解決を目指していた労働組合に対して、管財人らが争議権を確立したら撤回するまで出資は得られなくなるなどと「個人的な推測や期待を交えて」発言したことです。

不当労働行為を認めた判決は、「争議権の確立は、労働組合が会社との交渉において対等性を確保するための有力な手段となるもので、労働組合にとって最も根幹的な権利の一つ」であるのに、同発言は「労働組合としての自主性や独立性をおびやかすものであって、労働組合の運営に介入するものであったと言わざるを得ない」と述べています。それだけではありません。

判決はさらに整理解雇を認めた判断に異を唱えるかのようにつぎのようにも述べています、「会社が存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない」。ところが、JAL は交渉で妥協を見出そうとはせずにかえって不当労働行為に及んで 165 名の解雇を強行したのです。

先に整理解雇を適法として後に不当労働行為を認めた最高裁の判断は、それでは憲法 28 条に違反してなされた整理解雇とは本当に正義にかなったものと言えるのか？ という問いを当然に生み出します。結果として最高裁は本争議の解決を労使の交渉に敢えて差戻したと言えるでしょう。

JAL の不当労働行為が最高裁で認められて間もなく 2016 年 10 月、石井啓一国土交通大臣は参議院国土交通委員会において「不当労働行為と認定されるようなことがあったということについては私自身も遺憾に思っている」、「整理解雇につきましては日本航空が適切に対処すべき」と述べて整理解雇がなお解決すべき問題として存在することを認め、赤坂祐二 JAL 社長は 2019 年の株主総会で「何とかして解決したいと考えている」と発言しています。つまり、この解雇争議は最高裁の 2 つの判断を経てなお未解決のまま残されているのです。

2. JAL は「JAL グループ人権方針」に沿って争議解決に真摯に取り組むべき

JAL は整理解雇の後、11 年間に客室乗務員を 6205 名以上、パイロットを 397 名以上、新たに採用しています。とくに客室乗務員は整理解雇後間もない 2012 年に 650 名を採用しました。しかし、何故か、そのなかに整理解雇者は 1 名たりとも含まれていません。整理解雇

雇者を優先的に再雇用すべきことを指針として示した ILO の 166 号勧告に則った行動を JAL がとってれば、本争議はとうに解決していたはずなのです。

JAL ホーム・ページで全世界に向けて今日も表明されている「JAL グループ人権方針」第 1 項にはつぎの文言があります。

JAL グループは、国際人権章典、国際労働機関 (ILO) の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、また「国連グローバル・コンパクト 10 原則」等をはじめとする国際的に承認された人権を支持、尊重します。(強調点は引用者)

さらに「JAL グループ人権方針」はつぎのようにも述べます、「国際的に認められた人権と、各国法の間に対立がある場合、JAL グループは、国際的な人権の基準を尊重するための方法を追求します」(強調点は引用者)と。「ILO 勧告に忖度するか、雇用に反映するかは会社の判断だ」(2022 年 4 月 19 日、JHU との団交での JAL 側代理人弁護士)と嘯くようでは、JAL は自ら「JAL グループ人権方針」を裏切っていることになるでしょう。

今日改めて想起されるのは、大晦日の解雇からいまだ 2 カ月余だった 2011 年 2 月 8 日、稲盛和夫 JAL 会長 (当時) が記者会見で整理解雇者 165 名を会社に「残すことが経営上不可能か」というと、そうではないのは皆さんもおわかりになると思うし、私もそう思いました」と述べたことです。

それから 11 年を経ました。昨年 6 月には福田昭夫衆議院議員 (立憲民主党) を代表者とする自由民主党、共産党、社会民主党、無所属からなる 20 名の国会議員が連名で東京都労働委員会に宛てて異例の「日本航空争議の早期解決に向けての要望」を提出しました。その要望書は、整理解雇を適法とした「判決は否定されたと言えるものです」、「長引く労働争議は人権、人道上の問題に加えて空の安全にも影響します」と述べています。

私たちは、JAL が自ら定めた「JAL グループ人権方針」に沿った具体的な行動をすみやかに起こすことで、この解雇争議に一日も早く全面的な解決がもたらされることを望んでいます。

2022 年 5 月

問合せ e-mail アドレス: settledispute@gmail.com

賛 同 人 (順不同)